

日 絹 月 報

平成 21 年 4 月号 第 385 号

発行：社団法人日本絹人繊維物工業会

日本絹人繊維物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

— 本号の主なニュース —

1. 当会の平成 21 年度需要開拓事業（海外展）の参加者募集 案内
2. JFW・ジャパン・クリエーション 2010 A/W への出展募集
3. 地域資源・JAPAN ブランド等支援事業の公募開始
4. JFW・ジャパン・クリエーション 2009 S/S 閉幕
5. 雇用保険法等の一部を改正する法律等について
6. 関税定率法等の一部を改正する法律の公布等について

◇ 当会の平成 21 年度需要開拓事業（海外展）の参加者募集 案内 ◇

当会は毎年、需要開拓事業（海外展）を実施しているが、平成 21 年度は、本年 7 月 14 日～16 日に米国・ニューヨーク市のジャビッツ・コンベンション・センターで開催される「テックスワールド USA 2009（主催者：メッセフランクフルト USA）」及び今年度新たに 9 月 14 日～17 日に開催されるフランス・パリ市のル・ブルジェ見本市会場で開催される「テックスワールド パリ 2009（主催者：メッセフランクフルト フランス SAS）」に出展することを決定し、下記により募集を行なう。

（詳細については、4 月 3 日付け 21 工発第 30 号で産地組合に通知済）

記

○ 「テックスワールド USA 2009」

（米国北東部、東海岸地域で夏季に開催される国際見本市・織物素材展）

- ① 会 期：2009 年 7 月 14 日（火）～16 日（木）
- ② 会 場：米国 ニューヨーク市「ジャビッツ・コンベンション・センター」
- ③ 主 催：メッセフランクフルト USA
- ④ 展示スペース：5 小間（45sm）（予定）
- ⑤ 出展有資格者：本会会員組合及びその構成員企業
- ⑥ 出展物：絹織物及び化合織長繊維織物でいずれも交織織物を含む。
ハンガーサンプル（基本は 18 インチ×1m）

- ⑦ 出展の申込み：平成21年5月1日（金）までに組合を通じて本会に提出。
（注）出展規模は10点以上とし、会期中は出展ブースをアテンドすることを条件とする。
- ⑧ 出展物搬出入：出展者の責任において行う。

○「テックスワールドパリ2009」

（パリで開催される繊維、アパレル、アクセサリーの国際見本市・フェア）

- ① 会 期：2009年9月14日（月）～17日（木）
- ② 会 場：フランス パリ市「ル・ブルジェ見本市会場」
- ③ 主 催：メッセフランクフルト フランスSAS
- ④ 展示スペース：6小間（54sm）（予定）
- ⑤ 出展有資格者：本会会員及びその構成員企業
- ⑥ 出展物：絹織物及び化合織長繊維織物でいずれも交織織物を含む。
{ハンガーサンプル（基本は18インチ×1m）}
- ⑦ 出展の申込み：平成21年6月1日（月）までに組合を通じて本会に提出。
（注）出展規模は10点以上とし、会期中は出展ブースをアテンドすることを条件とする。
- ⑧ 出展物搬出入：出展者の責任により行う。

◇ JFW・ジャパン・クリエーション2010A/Wへの出展募集 ◇

JFWジャパン・クリエーションは、日本が誇る匠の技術、感性、品質の糸からテキスタイル、加工、サポートインダストリーまで、繊維総合ビジネスを一堂に集結・提案するアジア最高峰の高付加価値トレンド発信と質の高いビジネスマッチングの場として、高い評価を得ており、2010A/W展は本年10月7日（水）～9日（金）に東京ビッグサイト西展示ホールで開催される。

当会はJFWジャパン・クリエーション2010A/Wに昨年に引き続き、日絹スペースを確保し、単独小間での出展はできないが自社開発商品を広くバイヤー等に見てもらい、ビジネスチャンスを求めたいとする企業に対して出展募集を行なう。

なお、昨年は既設の単独20小間を確保し、出展企業数に応じて産地組合単位に小間割りを実施したが、産地単位で展示方法にバラつきがあり、他の小間との差別化も図れなかったなど反省を踏まえて、今回は来場者が入りやすく、全ての産地を効率的に見てもらえるよう、共通展示スペース（最大約300㎡）を確保する計画で実施する。

これにより、来場者にとってもお目当ての企業だけでなく、スペース内の全ての産地の商品も一緒に見ることができ、相乗効果が期待できる。

（4月3日付け21工発第31号で産地組合に通知済）

記

1. 展示会名称：JFW・ジャパン・クリエーション2010A/W
2. 開催場所：東京ビッグサイト西展示ホール
3. 開催日程：平成21年10月7日（水）～9日（金）
4. 経費等：出展料、基本設備費等は当会が負担。出張旅費、特別装飾、運送費等は出展者の負担。
5. 出展申込み：平成21年4月30日（木）までに組合を通じて本会に提出。
6. その他：1社（1組合）あたりの展示スペースは、申込後の出展希望企業数により調整する。

◇ 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金の公募について ◇

中小企業庁は4月10日付けで、地域資源活用新事業展開支援事業費補助金（地域資源活用販路開拓等支援事業）の公募を開始した。

（本会から4月15日に産地組合にFAXにて通知済み）

1. 公募期間

平成21年4月20日（月）～平成21年5月15日（金）（17時必着）

2. 事業概要

地域に特色のある産業資源（農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、文化財、観光資源等）を活用した商品又は役務の販路開拓を目的として補助対象者が行う市場調査、商品又は役務の改良（研究開発、試作、評価等を含む）、展示会等の開催又は展示会出展等の顧客獲得に係る事業の経費の一部について補助する。

3. 交付の対象

組合、公益法人、中小企業者・組合等を主とするグループ、NPO等。

4. 補助率

補助対象経費の1/2以内

5. 詳細については、中小企業庁ホームページで以下の公募要領を見てください。

○ 平成21年度公募要領

6. 申請書様式は中小企業庁ホームページにてダウンロードできます。

7. 要望書の受付は各経済産業局になりますので、所管の経済産業局担当課に問い合わせてください。

8. 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

◇ 平成 21 年度小規模事業海外進出支援事業費補助金の公募開始 ◇

(JAPAN ブランド育成支援事業)

中小企業庁は平成 21 年度の小規模事業海外進出支援事業費補助金(「JAPAN ブランド育成支援事業」)公募を開始した。

本事業は、地域が一丸となって地域の強み(素材・技術等)を活かした地域製品の魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力(JAPAN ブランド)を確立していこうとする取組みに対して総合的な支援を行うもので、今年度から補助事業実施団体として商工会・商工会議所以外の組合(商工組合、事業協同組合)等についても追加された。

事業内容等

本補助金は事業ごとに事業内容、補助事業の要件、採択審査の観点が違います。

1. 戦略策定支援事業

地域の小規模事業者等の共通認識を醸成し、地域の現状を分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を策定するため、専門家を招聘しブランドに対する理解を深めるためのセミナー等の開催、市場調査等を実施する経費を補助します。

(補助率:定額、補助金額:100～500 万円)

2. ブランド確立支援事業

地域の小規模事業者等が、その地域の優れた素材や技術等を活かした製品の魅力を高め、国内さらには海外のマーケットで通用するブランド力を確立するため、市場調査、専門家の招聘、デザイン開発・評価、新商品開発・評価、展示会への出展等に要する経費の一部を補助します。

(補助率:2/3 以内、補助金額:100～2,000 万円)

3. 先進的ブランド展開支援事業

2. のブランド確立支援事業を 3 年間実施したプロジェクトが、ブランド価値の向上と本格的な事業展開に向けた先駆的取組を行う「先進的プロジェクト」として、複数の地域間が連携して更なるブランド展開等を行う事業や海外において更なるブランド浸透・販路拡大のための事業など他のプロジェクトのモデルとなるような取組みに対し、必要な経費の一部を補助します。

(補助率:2/3 以内、補助金額:100～2,000 万円)

受付期間

平成 21 年 4 月 13 日(月)～平成 21 年 5 月 8 日(金)

9:30～12:00、13:30～17:00

公募申請書の提出先及び問合せ先

各経済産業局

本公募要領(申請様式)は中小企業庁のホームページからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

◇ JFWジャパン・クリエーション2010S/S開幕 ◇

世界に向けて“ジャパン・クオリティ”のテキスタイルを発信するJFWジャパン・クリエーション2010Spring/Summerが、4月8日から10日までの3日間、東京・有明の東京ビッグサイト西展示1～2ホールで開催された。

当初、世界的な不況の影響もあって出展企業の減少が懸念されたが、昨年を上回る197社(215小間)となり新たな企画も加わった。

今回から始まった企画としては、2009A/W参加デザイナーとエコ・テキスタイル出展企業がコラボレーション製作したガーメントを展示発表しエコをファッションの感覚で捕らえ、発展的にアピールする『エコ・テキスタイル&デザイナー・コレクション』やJFW-JC出展者とCV出展者(JFW-IFFクリエイターズ・ビレッジ)との出会いの場としての意味合いをもたせた「クリエイターズ・ヴィレッジ&カフェ」、また、テキスタイル企業と加工企業の連携により日本の強みである染色・加工の技を提案する「染色クリエーション・ビレッジ」などが新設された。

また、フォーラムでは第一線で活躍する講師が、日本のテキスタイルの最新情報やテーマに沿った講演をおこなったが、今回は、新たに業界の新入社員及び若手社員向けセミナー企画や、最終日には学生来場者に初めてビジネステキスタイルゾーンを開放するなど、これからファッションを学ぶ次世代の若手たちを視野に入れた試みがなされた。

3日間の来場数は合計21,041人(前年のS/S展は2万855人)で、業種内訳はアパレル(特別招待者含む)7,922人、小売1,257人、問屋・小売・企画会社8,188人、一般3,425人、プレス112人、海外137人であった。

◇ 中小・小規模企業のための人材対策事業について ◇

経済産業省は、「中小・小規模企業のための人材対策事業」のアクションプランを決定し、事業実施団体を順次募集、事業が開始される。

なお、本事業は、平成20年度第二次補正予算125億円の中で実施するものである。

1. 「中小・小規模企業のための人材対策事業」について

人材対策事業は、現在、2類型全20事業あり、これらの事業実施を通じて、中小・小規模企業にとって重要な経営資源である「人材」の確保・育成を行うとともに、現下の厳しい雇用情勢の改善に資するものとする。(1)「橋わたし」では年間15,000人、(2)「実践型研修」では年間10,000人の雇用につなげることを目指すことになっている。

2. 2類型、全20事業

(1) 将来、企業の中核となりうる人材や即戦力となる人材を中小・小規模企業につなげる「橋わたし事業」

- ① 合同就職説明会
- ② ものづくり発見ツアー
- ③ 中小企業の魅力発信パンフレット作成支援
- ④ 国内インターンシップ
- ⑤ 海外インターンシップ
- ⑥ 合宿型即戦力研修
- ⑦ 通学型即戦力研修
- ⑧ 若者ものづくり人材
- ⑨ 高度ものづくり人材

(2) 分野ごとに即戦力人材を養成するための「実践型研修」

- ⑩ ものづくり担い手人材
- ⑪ 農商工連携
- ⑫ 商業での起業家向け
- ⑬ 店主・従業員向け
- ⑭ 卸売業・ボランタリーチェーン向け
- ⑮ 太陽光発電システムの設置
- ⑯ 省エネ・バリアフリー改修工事
- ⑰ 観光・集客サービス業
- ⑱ 総合エネルギー販売業
- ⑲ 英文HP作成支援

3. 募集と開始時期

「橋わたし」事業のうち、①②⑥については、終了している。

◇ 雇用保険法等の一部を改正する法律等について ◇

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を重点とした、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成21年法律第5号）が3月30日に成立し、翌31日に施行された。

（平成21年4月6日付 21絹人織工連発第14号で産地組合に通知済）

なお、雇用調整助成金制度については、①被保険者（従業者）を解雇せず、かつ雇用を維持する中小企業事業主に対して助成率を4／5から9／10に引き上げる。②残業削減雇用維持奨励金を導入する等、ワークシェア促進のための雇用調整助成金の拡充や雇用保険の枠組みから外れた失業者を救うセーフティネットを創設する等の拡充策が講じられた。

雇用保険法の一部改正案の主な内容は次のとおり。

1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化
労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について
 - 受給資格要件を緩和：被保険者期間12ヶ月→6ヶ月（解雇等の離職者同様）
 - 給付日数を解雇等による離職者並に充実（3年間の暫定措置）
2. 再就職が困難な場合の支援の強化
 - 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長（3年間の暫定措置）
3. 安定した再就職へのインセンティブ強化
 - 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引き上げ（給付率について、30%→40%又は50%）（3年間の暫定措置）
 - 就職困難者（障害者等）が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大（年長フリーター層を追加）・給付率の引き上げ（30%→40%）（3年間の暫定措置）
4. 育児休業給付の見直し
 - 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置（40%→50%）を当分の間延長
 - 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給
5. 雇用保険料率の引下げ
 - 失業等給付に係る雇用保険料率（労使折半）を平成21年度に限り、0.4%引下げ（1.2%→0.8%）

◇ 第7回日本繊維輸出機構役員会議・第21回事務局連絡会議の開催 ◇

第7回日本繊維輸出機構役員会議・第21回事務局連絡会議は3月30日に開催された。当日は機構事務局より平成20年度の活動状況と収支決算の報告及び平成21年度の事業計画について説明がなされた。

なお、機構米良代表から平成20年度は展示会へのオーガナイザー役が十分出来なかったことや、会員数団体の会費未納問題もあり、平成21年度は機構の活動を休眠したい旨の提案があり協議の結果、平成21年度は機構の取り纏めによる「中小繊維製造事業者の輸出振興に関する提言」を参考にして、本年10月までに会員団体から意見を提出して貰い検討することになった。また、平成21年度上半期（4月～9月）は会費の徴収はしないことで了承された。

◇ 関税定率法等の一部を改正する法律の公布等について ◇

「関税定率法等の一部を改正する法律」（平成 21 年 3 月 31 日 法律第 14 号）と関係政省令が 3 月 31 日に公布され、翌 4 月 1 日から施行された。

当会に関連のある主なものは次のとおり

- （１）絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用を除く）の関税率（基本税率）が無税になった。
- （２）特惠関税制度について、同制度の適用期限が 1 年延長され、化合繊維長繊維織物や絹製ネクタイ（含初タイ地）等に係る特惠割当限度額が示された。また、特惠受益国からサウジアラビアが除外された。（特惠割当限度額の伸び率は年 3 %）
- （３）関税割当制度について、繭・生糸に係る平成 21 年度の関税割当数量が 1, 548 トン（生糸換算で 25, 800 俵）に決まった。

◇ 「中華人民共和国を原産地とする繊維製品等の輸入に関する緊急の措置に関する規程」の廃止について ◇

「中華人民共和国を原産地とする繊維製品等の輸入に関する緊急の措置に関する規程（平成 14 年 5 月 31 日、経済産業省告示）」が平成 21 年 3 月 31 日限りで廃止された。

なお、同規程は、中華人民共和国の W T O 加盟（平成 13 年 12 月 11 日）に際して措置されてきた「対中国繊維特別措置」が平成 20 年 12 月 31 日で終了したことによるもので、併せて「対中国繊維特別措置の運用についてのガイドライン」も廃止された。

◇ 下請取引適正化推進会議の中間報告書について ◇

中小企業庁は、下請取引適正化推進会議を立ち上げ、中小企業にとって過度な負担となっている取引慣行、手形支払に関して、それぞれワーキンググループを設置して議論を重ね、政府に対して今後の進め方についての提言を記した中間報告書がまとめられた。

中間報告書の概要は次のとおり。

○ 取引慣行ワーキンググループ報告書概要

【背景】

現下の景気悪化のしわ寄せが一方的に下請企業に集中することがないように、中小企業にとって「過度な負担」となっていると考えられる取引慣行の解決を図ることが重要である。

同時に、合理性を欠く取引慣行は、取引の各段階に無駄を生じさせることから、産業の競争力維持の観点からも、こうした課題の解決に取り組む必要がある。

【概要】

事前に行った予備調査や、下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下、「下請ガイドライン」という）において、取り上げられている事例から、取引慣行の問題点を洗い出し、解決に向けた具体的方策の検討を行った。

（１）下請代金法について

下請代金法の運用の明確化を図ることは、事業者の予見可能性を高めるとともに、違反行為の未然防止を図る上でも重要である。このため、下請代金法に関連した事例を精査し、現行の運用基準等を見直すことによって法運用の一層の明確化に資する違反事例やわかりやすい解説等を示すことが有効である。

（２）ADR（裁判外紛争解決手段）等について

損害賠償請求や取引停止通告等への対応は、個別の下請企業にとって重大かつ深刻な問題であることから、迅速・簡便な解決方法の整備・拡充が急務となっている。このため、「下請かけこみ寺」が実施するADRや弁護士相談事業の機能・体制を一層強化するとともに、積極的な周知啓発を実施していくことが必要である。

（３）下請ガイドラインについて

下請ガイドラインの普及・啓発活動の徹底は、業界としての「新たな取引慣行」を根付かせる意味で重要な取組みであることから、業界と国とが連携し、さらなる取組みの充実や適切なフォローアップ等を実施していくことが重要である。同様に未策定業界の実情を踏まえつつ、策定に向けた取組みを支援することも重要である。

（４）その他

下請取引の適正化を実現するために、中長期的支援から取り組むべきいくつかの検討課題を抽出した。

○ 手形支払ワーキンググループ報告書概要

【背景】

近年、手形の活用は大幅に減少しているものの、下請取引における支払手段として広く用いられている。一方で手形による支払いは、その仕組み上、下請事業者に資金繰りコスト、割引コスト、親事業者の倒産リスク等を負わせるものであり、改善に向けた取組みが求められる。

【概要】

1. 基本的な考え方

- （１）下請代金の支払は、給付を受領してから６０日の期間内に現金で支払うことが原則であることを明確化し、満期が下請代金の支払期日後でなければ到来しないような手形による支払は認められないという方向で運用を厳格化していくことが必要。
- （２）ただし、実体経済に与える影響を考慮し、こうした運用の徹底までに一定の経過期間を置くとともに、親・下請事業者の双方に周知徹底し、産業界の理解を浸透させることが必要。併せて、中小親事業者の資金繰り対策など、導入円滑化施策につ

いて、今後検討していくことが必要。

- (3) それでも、少なくとも手形の交付によって下請事業者が受けている不利益を排除するための運用改善は、直ちに講ずるようにすべき。

2. 講ずべき運用改善策

- (1) 「手形による支払」について、下請事業者がコスト負担やリスクを理解した上で、手形を受けることに明確に合意するようにする。
- (2) 「支払手形のサイト」について、現行の運用基準（120日（90日）以内）を超えるものについては違法とする。

また、手形サイトの短縮化に向けて、下請ガイドラインなども活用しつつ、業界全体としての短縮化への取組を推進する。

- (3) 下請事業者の信用力不足等により割引ができないような場合を「割引困難手形」として明示するとともに、現に割引できなかった場合には、親事業者が、ただちに現金で支払うこととする。
- (4) 「割引手数料」については、親事業者が負担することとする。
- (5) 下請事業者が手形割引により換金できなかった場合や、割引手数料相当額を親事業者が負担しない場合には「支払遅延」となり。遅延利息が発生することになることを明示する。

〈注〉中小企業庁は、今後、適切な対応策を検討していくために、取引慣行及び手形支払ワーキンググループの中間報告について、広く国民に意見を求めるため、以下の要領で意見募集を実施しています。

1. 意見公募対象

「取引慣行ワーキンググループ中間報告」

「手形支払ワーキンググループ中間報告」

2. 意見募集期限

平成21年4月27日（月）18時 ※郵送の場合は同日必着

3. 意見記入要領

意見提出用紙に、会社名及び団体名、所属、氏名、会社及び団体所在地、連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）、ご意見を記入してください。

4. 3で記入された意見書を以下のいずれかの方法でご送付ください。なお、電話でのご意見の提出は受けていませんので、ご注意ください。

(1) 電子メールの場合

意見提出用紙に氏名、ご連絡及び本件へのご意見を記入の上、下記のメールアドレス宛に送ってください。

電子メールアドレス：qqcbi@meti.go.jp（電子メールの件名を「下請取引適正化推進会議ワーキンググループ中間報告書に関する意見」としてください。

(2) F A Xの場合

意見提出用紙に氏名、ご連絡及び本件へのご意見を記入の上、下記のF A X番号宛に送ってください。

F A X番号：03-3501-6889

(3) 郵送の場合

意見提出用紙に氏名、ご連絡及び本件へのご意見を記入の上、下記の住所宛に送ってください。

〒100-8912

東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁事業部取引課パブリックコメント担当宛

◇ 北朝鮮からの輸入禁止措置等の継続について ◇

平成21年4月10日の閣議決定に基づき、平成18年10月14日より実施している外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく北朝鮮からの輸入の禁止等の措置を平成22年4月13日まで1年間延長することとなり、経済産業省から当会に周知徹底方の依頼があったのでお知らせします。

なお、措置の詳細につきましては、経済産業省のホームページのサイト※に掲載中。

※ URL

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boeikanri/seisai.htm

記

1. 外為法に基づく措置について

経済産業省としては、外為法に基づき、引き続き、以下の措置を講ずる。

(1) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課することにより、輸入を禁止する。

(2) 上記措置に万全を期すため、次の取引等を禁止する。

① 原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）

② 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入貨物代金の支払

2. 規制実施前に交付された輸入承認証の取扱いについて

今般の輸入禁止措置実施前（平成18年10月13日以前）に輸入貿易管理令（以下「輸入令」という。）の規定に基づき承認を受けた輸入承認証については、対北朝鮮経済制裁とは別の観点から与えられたものであるため、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物を輸入する場合には、改めて輸入令第4条第1項第2号の輸入の承認を受ける必要

がある。

3. その他

今般の措置の対象となる輸入等に係る支払は、外為法第17条の規定による銀行等の確認義務の対象となっており、財務省から銀行等に対し周知徹底を要請しているところ。

銀行等から確認義務の対象となる取引に係る支払であるか否かの確認を求められた際には、協力方を願います。

動 向

- 3月23日 第8回「東京発日本ファッション・ウィーク」オープニングレセプション
- 25日 全国中小企業団体中央会理事会・評議員会
- 26日 繊維貿易会館第124回理事会
- 27日 第11回東京ファイバー展実行委員会
- 30日 シルクセンター国際貿易観光会館理事会
- 〃 第7回日本繊維輸出機構役員会議第21回事務局連絡会
- 4月 1日 前田前繊維産連会長を囲む感謝の会
- 7日 全日本帯地連盟小委員会
- 13日 第12回東京ファイバー展実行委員会
- 〃 日本繊維産業連盟第34回通商問題研究会
- 〃 日本繊維産業連盟第4回繊維産業における環境・安全問題検討会
- 15日 当会 正副会長・正副理事長会議
- 16日 大日本蚕糸会 第1回蚕糸褒賞等選考委員会
- 17日 大日本蚕糸会 蚕糸絹業情報交換会

今後の会議予定

- ☆ 関東繊維物産地連絡協議会
4月21日（火）16時 於 志満金
- ☆ 日本繊維産業連盟第4回外国人労働者問題検討会
4月28日（火）14時 於 繊維会館
- ☆ 当会 工業会監査会
5月11日（月）11時 於 日絹会館
- ☆ 当会 連合会監査会
5月12日（火）11時 於 日絹会館
- ☆ 日本絹業協会 純国産絹マーク審査委員会
5月12日（火）13時30分 於 蚕糸会館
- ☆ 繊維評価技術協議会監事会
5月13日（水）14時 於 滋賀ビル
- ☆ 繊維産業流通構造改革推進協議会取引改善委員会
5月14日（木）14時 於 T F Tビル
- ☆ 第13回東京ファイバー展実行委員会
5月15日（金）13時 於 繊維会館
- ☆ 繊維貿易会館第125回理事会
5月21日（木）15時10分 於 三平荘
- ☆ 当会 正副会長・正副理事長会議
5月25日（月）16時30分 於 日絹会館
- ☆ 当会 正副会長・正副理事長と顧問との懇談会
5月25日（月）18時 於 志満金
- ☆ 当会 工業会評議員会・理事会・定時総会
5月26日（火）11時30分 於 ホテルグランドパレス
- ☆ 当会 連合会理事会・通常総会
5月26日（火）12時 於 ホテルグランドパレス